

2019/03/28 09:19 現在の情報です。

これは閉鎖された登記簿です。

東京都中央区京橋二丁目7番12号
サガソフト株式会社

会社法人等番号	0100-01-027479	
商号	ヒューマン・エコ株式会社	
	サガソフトウェア株式会社	平成13年12月21日変更 平成13年12月21日登記
	サガソフト株式会社	平成14年2月25日変更 平成14年3月15日登記
本店	東京都千代田区麴町四丁目8番202号	
	東京都中央区京橋二丁目7番12号	平成13年12月21日移転 平成13年12月21日登記
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	平成2年3月13日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 公害予防・公害防止等の自然環境保全思想の普及、出版物の企画、編集、 販売 2. 公害予防・公害防止等の自然環境保全のための機械装置の研究、開発、製 作、販売 3. 水溶液中の不純物及び金属等の凝結を目的とした凝集剤の販売 4. その他上記各号に附帯する一切の業務 	
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 公害予防・公害防止等の自然環境保全思想の普及、出版物の企画、編集、 販売 2. 公害予防・公害防止等の自然環境保全のための機械装置の研究、開発、 製作、販売 3. 水溶液中の不純物及び金属等の凝結を目的とした凝集剤の販売 4. 企業の合併、提携、営業権等の譲渡、経営戦略、組織変更等に関するコ ンサルティング業務。 5. 企業の資金調達、運用に係わる財務、会計、税務（税理士法第2条第1 項の業務を除く）等に関するコンサルティング業務。 6. 債権の評価等に関するコンサルティング業務。 7. 企業の人材育成・教育・研修に関するコンサルティング業務。 8. 各種催事の企画・制作・運営に関するコンサルティング業務。 9. 海外投資、融資に関するコンサルティング業務。 10. 前各号に附帯する一切の業務業務。 <p style="text-align: center;">平成13年12月21日変更 平成13年12月21日登記</p>	
額面株式1株の金額	金5万円	
発行する株式の総数	1600株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 400株	
資本の額	金2000万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役 菊池真道	平成8年5月25日重任
	取締役 菊池真道	平成10年5月25日重任 平成13年12月21日登記
	取締役 菊池真道	平成12年5月25日重任 平成13年12月21日登記

取締役	菊池ひとみ	平成8年5月25日就任
取締役	菊池ひとみ	平成10年5月25日重任 平成13年12月21日登記
取締役	菊池ひとみ	平成12年5月25日重任 平成13年12月21日登記 平成13年12月21日辞任 平成13年12月21日登記
取締役	栗谷正	平成10年2月2日就任
取締役	栗谷正	平成10年5月25日重任 平成13年12月21日登記
取締役	栗谷正	平成12年5月25日重任 平成13年12月21日登記 平成13年12月21日辞任 平成13年12月21日登記
取締役	菊池真道	平成13年12月21日就任 平成13年12月21日登記
取締役	名古征侍	平成13年12月21日就任 平成13年12月21日登記
取締役	熊谷陽一	平成13年12月21日就任 平成13年12月21日登記
東京都新宿区西落合四丁目12番11号 代表取締役	菊池真道	平成8年5月25日就任
東京都新宿区西落合四丁目12番11号 代表取締役	菊池真道	平成10年5月25日重任 平成13年12月21日登記
東京都新宿区西落合四丁目12番11号 代表取締役	菊池真道	平成12年5月25日重任 平成13年12月21日登記 平成13年12月21日辞任 平成13年12月21日登記
東京都豊島区東池袋一丁目31番13-130 1号 代表取締役	名古征侍	平成13年12月21日就任 平成13年12月21日登記
監査役	小野寺力男	平成9年7月26日就任
監査役	小野寺力男	平成12年5月25日重任 平成13年12月21日登記 平成13年12月21日辞任 平成13年12月21日登記

	監査役 宮坂正都	平成13年12月21日就任 平成13年12月21日登記
転換社債	<p>第1回無担保転換社債 転換社債の総額 金3500万円</p> <p>転換の条件 転換により発行する株式の発行価額（以下転換価額という）は当初1株につき金5万円とし、転換により発行すべき株式数は、次のとおりとする。ただし、償還期日を経過した本社債並びに本社債額面金額の一部及び利息については、転換を請求することができない。 各本社債権者が転換請求のため提出した社債額面金額の総額</p> $\text{株式数} = \frac{\text{転換価額}}{\text{転換価額}}$ <p>ただし、転換請求により、1端株未満の端数が生ずるときは、その端株に相当する社債額面金額の残額を額面金額100円につき金100円の割合で現金をもって調整する。</p> <p>転換価額の調整 当社が転換価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合は、転換価額を次に定める算式をもって調整する。 （コンバージョン・プライス方式）</p> $\text{調整後転換価額} = \frac{\text{既発行調整前株式数} \times \text{転換価額} + \text{新発行1株当り株式数} \times \text{払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$ <p>転換価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。 なお、株式の分割または併合・会社の合併・資本の減少等の場合にも調整されるものとする。 また、転換価額調整式により算出された転換価額が会社の普通株式の額面金額を下回るときは、その額面金額をもって調整後の転換価額とする。</p> <p>転換によって発行すべき株式の内容 1株の額面金額5万円の会社額面普通株式</p> <p>転換の請求をすることができる期間 自平成9年2月13日 至 平成14年1月30日 （転換請求期間の最終日が会社の休日に当たる場合は、その前営業日が最終日となる。）</p> <p>各転換社債の金額 金100万円の一種</p> <p>各転換社債につき払い込んだ金額 全額</p> <p>本社債はこれを株式に転換することができる</p>	
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成11年 5月20日移記
	平成14年3月1日東京都新宿区市谷田町二丁目19番に本店移転	平成14年 3月27日登記 平成14年 3月27日閉鎖

*下線のあるものは抹消事項であることを示す。